

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）

◇ 公 告 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇ 公 告 林業改良指導員資格試験の合格者（造林課）

告 示

鳥取県告示第八百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

基つき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成二年十月三十日認可した
で、同条第三項の規定により告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の
規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があっ
たので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市 造成	団体営農地開発事業中砂見地区農用地	平成二年三月三十一日

鳥取県告示第八百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六

年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上小路ノ式 一七〇九の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

公園用地とするため

鳥取県告示第八百八十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立美保南地区公民館及び美保南地区体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市叶字朝町田内地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第八百八十三号

鳥取収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項
の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、
同条第四項の規定により告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成二年 十一月五日	四九九	西伯郡岸本町 岸本字江ゴ田 六〇六	株式会社鳥取 銀行岸本支店	西伯郡岸本町岸本 字江ゴ田六〇六 株式会社鳥取銀行 岸本支店

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十一月六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
					エキサイトワープ二	株式会社ニューギン
					エキサイトワープ三	
					ロードダンサー五二二	
					ロードダンサー六二二	
					マーブルXM	
					マーブルXM二	奥村遊機株式会社

ぱちんこ遊技機

機種名	製造業者名
サカアガリくん	株式会社ソフィア
ルーキーマジカル	株式会社ソフィア
スーパートランプP二二	株式会社ソフィア
ルーキーNX P二二	株式会社ソフィア
アニバーサリー	株式会社大一商社
アニバーサリー二	株式会社大一商社
スマイルII	株式会社三洋物産
ウエーブ	マルホン工業株式会社
コンチネンタル	株式会社瑞穂製作所
コンチネンタルIII	株式会社メーシー販売

回胴式遊技機

公 告

平成2年10月19日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成2年11月6日

鳥取県知事 西 尾 田 次

森 井 中
 田 本 島
 浩 幹 理
 也 彦 恵
 大 内 谷
 隅 尾 口
 秀 博 善
 紀 之 昭
 中 坪
 村 倉
 吉 谷
 孝 一

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】